



第 89 号

2011 / 7

交通基本法制定への要望

NGO 共同声明

全国路面電車ネットワーク
運営委員長 岡将男

国会議員各位 殿

東日本大震災と原発事故という国家的未曾有の事態の中で、我々が数年来待望してきた国民の移動の権利を書いた「交通基本法」制定について審議入り直前となっています。しかし復興法案や第二次補正予算の審議の行方とからんで、時間的に成立が危ぶまれています。

この法律は地方における公共交通の崩壊に直面して、福祉の観点からも公共交通全体の位置付けを行うもので、法律が制定されれば、戦後のモータリゼーションのもとでの、過度に自動車に依存する社会を、本格的高齢化を迎える中で、ゆるやかに方向転換させていくものでもありました。

しかし大震災と原発事故を経験した我々日本国民は、今までの生き方を根本的に変える必要に迫られています。この事態は経済にも配慮しつつもエネルギー転換と地球温暖化対策を同時に実行していかなければならないという試練でもあります。

ところで大震災で大被害を受けた三陸鉄道の復興などは、地域復活のシンボルともなりえますし、この際復興でも「交通基本法」の精神を大胆に取り上げるべきです。また公共交通を拡充することは究極の省エネでありエネルギー政策の転換に不可欠なものであります。

高速道路の無料化だけが独り歩きする事態は、幸か不幸か大震災以後修正されましたが、これからは電車バスなどの「公共交通」を論じるだけでなく、自動車や道路、自転車を含めた「公共の交通」を論じることが必要です。エネルギー政策同様、電気自動車の開発普及、公共交通の再建、自転車の有効活用、自転車道や環状道路の緊急整備など、ベストミックスを作る必要があります。またその過程ではLRT建設と都市改造など、成長戦略を描くこともできます。そこで我々はこの際、交通基本法制定と様々な対策をセットで導入し、真に人と環境にやさしい交通の実現を要望したいと思います。

以上、今国会において、未来の日本の復活・成長戦略の切り札ともなる交通基本法の制定をよろしくお願いたします。

我々は「人と環境にやさしい社会」の実現に向けて、地方自治体および国の政策に対して積極的に議論に参加し、情報発信や公共交通の利用促進に努めていきます。

事務局 〒700-0823 岡山市北区丸の内1-1-15(禁酒会館3F) TEL&FAX 086-232-5502

E-mail racda_okayama@ybb.ne.jp

RACDA

検索



NPO法人 公共の交通ラダ
RACDA

詳しくは http://wiki.livedoor.jp/racda_okayama/ まで